
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
出席議員数は、8人です。
定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 議案第5号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 議案第5号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、総務課長などから、概要書、事項別明細書により補正予算の概要説明を受けました。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策や緊急を要するもの並びに決算に伴うものです。

特に新型コロナウイルス感染症対策では、財源として、感染症により5月末までに中止となった事業の予算約811万円を財源とし、感染症対策地方創生臨時交付金などを充当しています。

委員と説明員とのやり取りは次のとおりであります。

オンライン会議に伴う機器の購入の方法は、地元企業による見積りで速やかに導入したい。

町としては、宿泊研修交流施設、五味温泉、地域間交流施設、環境共生型モデル住宅、以上4施設について、減額分全額を負担する方針であり、臨時交付金事業の対象はその一部となる。

持続化給付について、コロナの影響で宿泊者がすぐに戻らないことや回復を想定して、今回の補正対象の指定管理者と協議している。

支給割合の根拠は、国の臨時交付金の対象にするために設定した。

前年6月実績の80%、同7月実績の70%、同8月実績の60%を基に概算支給し、実績に基づき精算する。

財源調整基金の積立額は、約4億8,000万円になる見込みである。

国の二次補正臨時交付金の決定後に影響を受けた産業支援策を講じたい。

要綱制定に際し、基本的な事項が欠けているため、起案時に指導するとともに、制度が柔軟対応できるよう整理していく。

今回の補正以外の指定管理委託や業務委託について、感染症の影響に鑑み、人件費を除き精算していきたい。

今後判明する農業者の売り上げが下落している場合は、交付金の対象になり得るが、農

水省等の制度を活用できるか検討中である。

基本的に各種産業を支援する考え方については、各省庁等の制度利用を含め支援していきたい。

委員会として、次の意見を付すものであります。

新型コロナウイルス感染症対策本部は、町民と一体となった対策を講じるとともに、継続して設置すること。

指定管理者持続化給付金等の支給に際し、指定管理者の自主的努力を踏まえた適正な支給とすること。

コロナ感染症に伴う執行できない予算については、補正予算提案時に随時補正減すること。

給付に際し、相手方に誤解のないように進めること。

新型コロナウイルス感染症対策の相談できる窓口を、もっと分かりやすく町民に伝えるべきである。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第5号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 議案第 11 号「令和 2 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 議案第 11 号 令和 2 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、病院事務長などから、概要書、事項別明細書により補正予算の概要説明を受けました。

今回の補正は、院内に新型コロナウイルス感染者を入れないようにするために対策し、プレハブによる簡易な建物を設置し、まずはそこで受付し、発熱患者の処置を行う。

財源としては、一般会計から補助を受けて充当するものです。

委員と説明員とのやり取りは、次のとおりです。

冬期間について、建物は断熱が施されており、冷暖房設備を完備している。

プレハブの設置は、リースで町内企業の 1 者を相手に随意契約する。来年 3 月末までの設置を予定しているが、新型コロナウイルス感染症が収束しないことが考えられる。来年 4 月以降の対策について、将来的には改修することも検討しなければならないと考えている。

町立病院では感染症に対処できない。疑わしい患者は、指定病院である名寄市立総合病院にて受診していただくこととしている。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 11 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 3 議案第 12 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6月8日執行の第5次建設工事入札において、予定価格が5,000万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

元町団地公営住宅（B棟）建設工事につきましては、老朽化した公営住宅の建替え工事として実施するものであります。

工事の概要につきましては、令和2年7月に除却が完了します昭和53年度建設の元町団地2棟8戸の跡地に、延べ床面積225.30㎡、木造平屋建ての2LDK2戸、1LDK1戸の1棟3戸を建設するものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規定に基づき、5月14日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、5者による指名競争入札を行った次第であります。

なお、落札率につきましては、98.1%となっております。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 質問いたします。工期はいつまでか…この工事請負契約のですね、それから、いつから入居できるか、その2点についてお願いします

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 1点目の工期につきましては、令和3年1月29日までというふうにしております。入居日に関しましては、この工期の後、速やかに検定を行いまして、準備が整い次第、入居の手続きに入っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 速やかとって…2月中にできるんですか、3月になるんですか、それとも4月1日ぐらいになるのか…その速やかなの内容は。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 予定としておりますのは、1月29日までとなっておりますので、その後、検定を行いまして、3月1日からというふうにならぬところは考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
これから議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 発議第1号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書」、日程第5 発議第2号「2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書」及び日程第6 発議第3号「2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題といたします。

本件につきましては、本日午前中の請願で採択された部分でございますので、提案趣旨

の説明を省略させていただきます。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第1号から発議第3号まで、一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、発議第1号から発議第3号までは、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第7 発議第4号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番(我孫子洋昌君) 発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

本案につきましては、中田議員を賛成者議員として提案するものであります。

本道の森林面積は全国の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、様々な取組が進められてきたところであります。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望するものです。

1番目として、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2番目として、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3番目として、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な組や森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

それでは、発議第4号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 発議第5号「下川町新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める特別決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 1番 齊藤好信 議員。

○1番（齊藤好信君） 下川町新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める特別決議。

下川町では、新型コロナウイルス感染症に対して、町民の生命と生活を守るため、感染拡大防止対策や地域経済対策など様々な対策が積極的に取られてきている。

しかしながら、いまだ収束のめどは見通せないどころか、長期化が予想される状況になっている。

したがって、以下について強く求めるところであります。

一、町民の声対策に反映されるよう万全を期すること。

一、町民、事業者等が気軽に相談等ができる総合的な窓口を設置すること。

一、これまでの対策が行き届かなかった子育て世代、高齢者、事業者等に対し、きめ細かく対策を講じること。

一、町民の生命・財産・経済・雇用を守り抜くため、国、道の制度を有効活用するとともに、地域の現状を踏まえた独自の政策を講じること。

一、効果的に対策が実現するよう、議会と連携すること。

以上、決議する。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第9 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といたします。

議会広聴広報特別委員会から、議会広報研修会に出席のため、8月24日から25日までの2日間について、議員派遣の申し出がありましたが、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後4時36分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで、申し出により、町長から挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、提案いたしました議案を精力的に審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より深謝申し上げます。

本年度の当初予算を含め、今回議決いただいた議案に係る施策をしっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げるとともに、新型コロナウイルス感染に係る対策等につきましては、国内外の現状から今後の推移を想定すると、本町におきましても中長期で対応していかなければならないものと考えているところでございます。

また、今ほどの日程の中で、この感染対策に係る事案について心強い特別決議を賜りましたことに改めて深く感謝申し上げます。

結びになりますが、この盛夏の時期を迎えますます気温が高まってまいりますので、新型コロナウイルスの感染予防はもちろんのこと、熱中症等にも御留意いただき、御自愛賜りますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもって散会といたします。二日間、大変御苦労さまでございました。